平成２３年（フ）第５３号
茨城県行方市芹沢819番地１
債務者　荒木田富夫
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１４９号
新潟市東区一日市966番地１
債務者　近　　勇夫
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３１号
新潟市中央区沼垂東４丁目６番７号
債務者　齋藤　葉子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３３号
新潟市西蒲区角田浜1581番地20
債務者　佐藤　速雄
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３７号
新潟市西区内野西１丁目17番７号　メゾン・セジュール101号、前住所新潟市江南区酒屋町506番地
債務者　戸松　　隆
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３８号
新潟市江南区酒屋町506番地
債務者　戸松喜代子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４１号
新潟市中央区上所中３丁目５番14号
債務者　阿部　英樹
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５３号
新潟市西区坂井879番地１　グランシャリオⅡ105
債務者　飯田　　猛
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６３号
新潟市西区小針４丁目24番１号
債務者　小林　純一
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８５号
福井市天菅生町第４号57番地甲
債務者　酒井　裕美
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５０号
福井市開発３丁目3603番地１　信開セルーラ５―102
債務者　髙橋香菜江
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５３号
福井市北四ツ居町第30号130番地
債務者　山内　幸代
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５５号
福井県鯖江市川島町第29号37番地２
債務者　水野富美子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
福井市松本３丁目13番15号
債務者　川村　好美
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６０号
福井県越前市大虫町第62号３番地
債務者　佐々木一仁
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６２号
福井県鯖江市石田下町第１号３番地５
債務者　竹腰　柳子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４５号
奈良県生駒市桜ヶ丘２番19号
債務者　斎藤　靖夫
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第９４号
松江市比津が丘４丁目１番２―602号　県営住宅比津が丘団地
債務者　平井あゆみ
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
松江地方裁判所民事部